

1. 1 豪雨の概要

(1) 全体

平成21年8月8日に日本の南で発生した熱帯低気圧は北上しながら9日15時に台風第9号となり、10日に紀伊半島の南、11日には東海と関東の南を通って、日本の東海上へ進んだ。この熱帯低気圧及び台風周辺の非常に湿った空気の影響で、8日から11日にかけて九州地方から東北地方の広い範囲で大雨となった。徳島県那賀郡那賀町（木頭）で10日6時51分までの1時間に100.5mm、高知県高岡郡津野町（船戸）で10日3時14分までの1時間に95.0mm、兵庫県佐用郡佐用町（佐用）で9日21時17分までの1時間に89.0mmを観測するなど、兵庫県、徳島県、高知県で局地的に1時間80mmをこえる猛烈な雨となった。

8日から11日までの総雨量は、徳島県那賀郡那賀町（木頭）で783.5mm、高知県高岡郡津野町（船戸）で466.5mm、兵庫県佐用郡佐用町（佐用）で349.5mm、岡山県美作市（今岡）で252.5mmなどとなり、四国地方、中国地方及び近畿地方の一部で8月の月降水量平年値の2倍をこえる大雨となった。このうち、兵庫県佐用郡佐用町（佐用）では9日21時40分までの3時間の雨量が186.5mmとなり、4日間の総雨量の約半分の雨がこの間に降った。

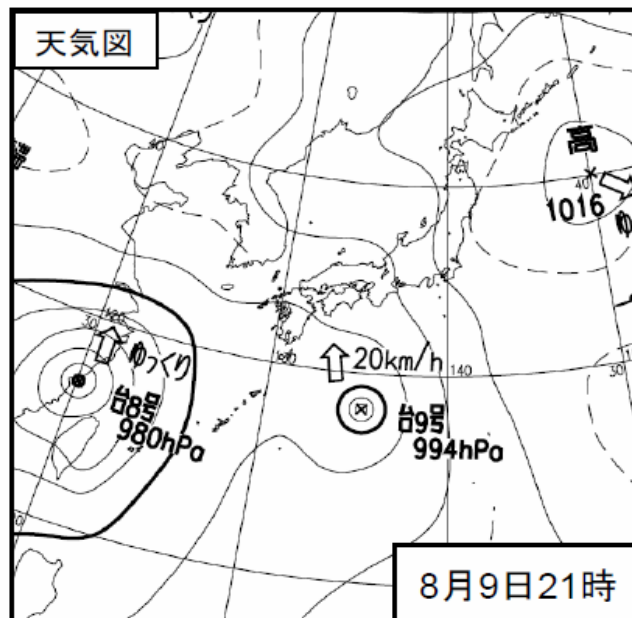


図 2-1-1 気圧配置（8月9日21時）

(2) 佐用町

① 降雨状況

平成21年8月9日15時に日本の南海上で熱帯低気圧から台風となった台風第9号により、兵庫県では大気の状態が非常に不安定となり、佐用町（佐用）では1時間に89mm、日降水量は326.5mmを観測し、佐用町の観測史上最大を記録する豪雨となった。降雨の状況については、表2-1-1のとおりである。

表 2-1-1 主な地点の降雨量

[上段（ ）：最大時間雨量、下段：最大24hr雨量] 単位：mm			
観測所名 (河川名)	佐用 (佐用川)	円光寺 (佐用川)	三河 (千種川)
今回雨量	(89) 326.5	(70) 283	(54) 262
既往最大(最大24hr)※	187	210	192

※ H16 台風第21号

② 河川の水位

佐用川(佐用)の水位は15時まで2.2m付近で推移し、17時30分にははん濫注意水位(2.80m)に到達したが、雨はその後に小康状態となり、17時30分から19時の1時間30分の間、水位は低下した。(19時の水位は2.70m)。

その後、19時から突如雨が激しくなり、時間雨量59.5mmの降雨によって19時58分に避難判断水位(3.00m)に到達。その後、時間最大雨量89mmの豪雨により、僅か10分間で水位が36cmも上昇するなど河川水位が急上昇し、20時40分にははん濫危険水位(3.80m)を超え、水位が上昇に転じてから約2時間で右岸堤防高に達し、21時50分に最高水位5.08mを記録した。

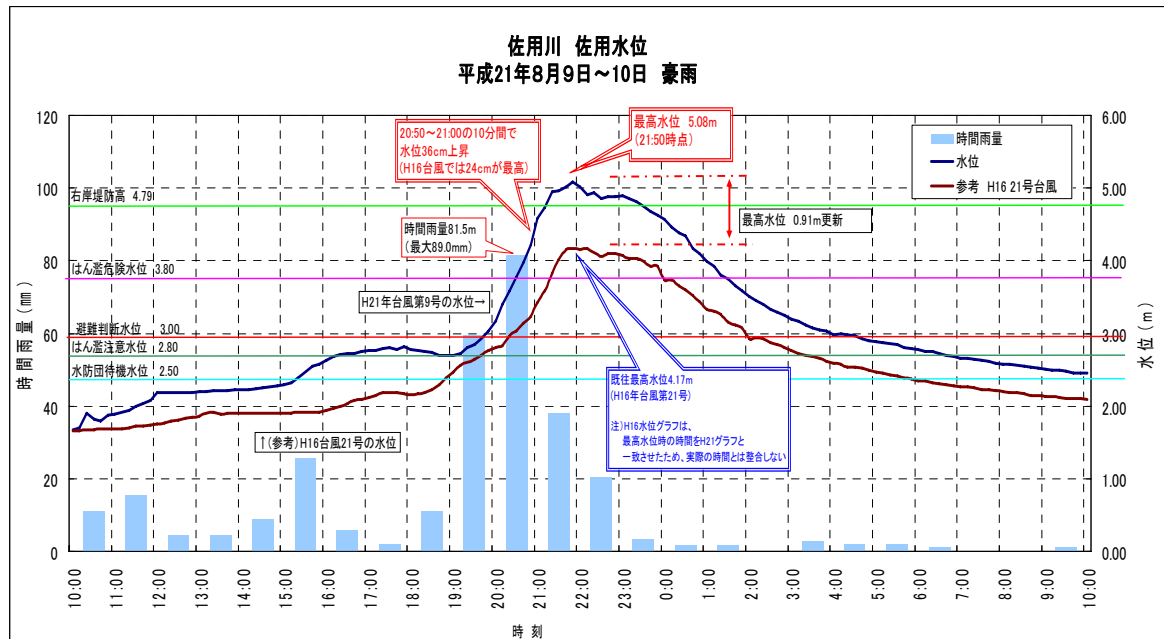


図 2-1-2 佐用町における時間雨量と佐用川の水位

8/9～10の時間雨量、水位の経過データ(観測地点: 佐用町佐用)

8月9日			8月10日			8月10日			8月10日		
時刻	時間雨量	水位	時刻	時間雨量	水位	時刻	時間雨量	水位	時刻	時間雨量	水位
14:10		2.23	19:10		2.73	00:10		4.46	05:10		2.87
14:20		2.24	19:20		2.80	00:20		4.38	05:20		2.86
14:30		2.25	19:30		2.85	00:30		4.34	05:30		2.85
14:40		2.27	19:40	59.5	2.92	00:40		4.16	05:40	2.0	2.80
14:50		2.28	19:50		3.04	00:50		4.10	05:50		2.79
15:00		2.29	20:00		3.17	01:00		3.99	06:00		2.78
15:10		2.32	20:10		3.40	01:10		3.93	06:10		2.75
15:20		2.38	20:20		3.59	01:20		3.80	06:20		2.75
15:30		2.47	20:30		3.77	01:30		3.75	06:30	1.0	2.72
15:40		2.55	20:40		3.98	01:40	1.5	3.66	06:40		2.70
15:50		2.58	20:50		4.22	01:50		3.58	06:50		2.68
16:00		2.63	21:00		4.58	02:00		3.51	07:00		2.66
16:10		2.68	21:10		4.73	02:10		3.45	07:10		2.65
16:20		2.71	21:20		4.95	02:20		3.40	07:20		2.64
16:30		2.72	21:30		4.96	02:30		3.33	07:30		2.63
16:40		2.72	21:40		5.01	02:40		3.29	07:40		2.62
16:50		2.75	21:50		5.08	02:50		3.25	07:50		2.59
17:00		2.76	22:00		5.01	03:00		3.20	08:00		2.58
17:10		2.77	22:10		4.91	03:10		3.17	08:10		2.57
17:20		2.79	22:20		4.93	03:20		3.12	08:20		2.56
17:30		2.81	22:30		4.85	03:30		3.08	08:30		2.55
17:40		2.78	22:40		4.88	03:40	3.0	3.05	08:40	0.0	2.54
17:50		2.82	22:50		4.88	03:50		3.03	08:50		2.52
18:00		2.78	23:00		4.90	04:00		2.98	09:00		2.51
18:10		2.76	23:10		4.85	04:10		2.99	09:10		2.50
18:20		2.75	23:20		4.82	04:20		2.98	09:20	1.0	2.49
18:30		2.74	23:30	3.5	4.74	04:30	2.0	2.96	09:30		2.48
18:40		2.70	23:40		4.68	04:40		2.93	09:40		2.46
18:50		2.70	23:50		4.62	04:50		2.90	09:50		2.46
19:00		2.70	24:00		4.57	05:00		2.89	10:00		2.45

水位が下降

2時間間で水位は2m上昇
10分間で36cm上昇

最高水位 5.08m

はん濫危険水位 3.80
避難判断水位 3.00
はん濫注意水位 2.80
水防団待機水位 2.50

図 2-1-3 時間雨量、水位の経過

(出典) 気象庁: 熱帯低気圧・台風第9号による大雨速報(平成21年8月12日)

佐用町台風第9号災害検証委員会: 台風第9号災害検証報告書(平成22年7月16日)

1. 2 被害の概要

(1) 全体

この大雨による全国の死者は25人、行方不明者は2人、住家の浸水が約5,000棟以上となるなど各地で浸水害や土砂災害が発生した。兵庫県内では全壊166棟、半壊943棟、一部損壊2棟、床上浸水335棟、床下浸水1,494棟が発生した（平成22年3月15日19時現在、消防庁調べ）。

表 2-1-2 人的被害・住家被害の状況

都道府県名	人的被害				住家被害					崖崩れ
	死者	行 方 不明者	負傷者		全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
			重傷者	軽傷者						
福島県							1		15	27
茨城県							1		14	4
栃木県								9	38	28
群馬県							3	1	10	
埼玉県								115	856	4
千葉県							4	51	178	12
東京都								40	132	
神奈川県			1				3	2	14	3
長野県	1					71	1	38	278	6
三重県										1
京都府				1				12	224	26
大阪府							1			1
兵庫県	20	2	3	4	166	943	2	335	1,494	
奈良県								5	163	6
和歌山県										1
岡山県	1		2	2	14	114	1	204	311	58
徳島県	3		1		3		11	153	818	24
香川県									46	
愛媛県			1			1	2		5	15
高知県							1	6	15	
大分県				8		1	2	2	18	3
計	25	2	8	15	183	1,130	33	973	4,629	219

(2) 佐用町 (※被害状況等については平成22年3月末時点)

① 人的被害の状況

	死者	行方不明者	合計
人的被害(人)	18	2	20

② 住家被害の状況

	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水※	合計
人家被害(棟)	139	269	483	157	742	1,789

※町調査による

③ ライフラインの被害と復旧状況

種別	被害状況		全面復旧完了日
電気	停電戸数	8/10 ピーク時 約 2,700 戸	9 月 7 日
水道	断水世帯	8/10 ピーク時 約 4,750 世帯	8 月 27 日

④ 高速道路の状況

種別	規制区間	規制内容	規制発令時間	備考
高速道路 (中国自動車道)	山崎 IC～佐用 IC(上下線)	通行止	8 月 9 日 19:51	
	山崎 IC～美作 IC(上下線)	通行止	8 月 9 日 19:55	佐用～美作間の追加
	山崎 IC～津山 IC(上下線)	通行止	8 月 10 日 00:10	美作～津山間の追加
	山崎 IC～津山 IC(上り線) 福崎 IC～津山 IC(下り線)	通行止	8 月 10 日 01:00	山崎～福崎(下りのみ)の追加
	上記規制区間すべて	通行止解除	8 月 10 日 17:30	作東(出入)、佐用(流出)のランプ規制は継続
	佐用 IC (流出ランプ)	規制解除	8 月 12 日 10:00	規制の全面解除

⑤ 道路の被害状況 (佐用町内の通行不能箇所)

道路種別	崩土などによる 全面通行止の箇所数※	現在通行止箇所
県管理道路	24 箇所	0 箇所
町管理道路	52 箇所	5 箇所

※片側通行箇所は町内で 100 箇所以上

⑥ 鉄道の被害状況

路線名	運行不可能区間	運行再開状況
JR 姫新線	播磨新宮駅～美作江見駅	播磨新宮駅～佐用駅間の運行再開（8/21） 佐用駅～美作江見駅間の運行再開（10/5） →全線開通
智頭線	久崎駅～大原駅	全線運行再開（8/29）

⑦ 社会福祉施設の被害状況※

区 分	施設数	施 設 名
高齢者福祉施設	6	朝陽ヶ丘荘、やすらぎの家さよう、佐用朝霧園、浩陽園、聖医会佐用リハビリステーション、きらめきケアセンター上月
障がい者福祉施設	4	千種川リハビリステーションセンター、ケアホームこすもす、共同生活介護施設たんぽぽ、地域活動支援センターあさざり
保 育 園	4	長谷保育園、上月保育園、徳久保育園、久崎保育園
合 計	14	

※被害状況については聞き取りによる

⑧ 教育関係施設（学校）の被害状況※

区 分	学校名	主な被害状況
県立高校	佐用高校	土砂流入、排水溝決壊など
町立中学校	佐用中学校	法面擁壁の一部損壊など
町立小学校	利神小学校	フェンスの破損など
	江川小学校	体育館の床上浸水など
	久崎小学校	体育館の床下浸水など
	幕山小学校	トイレの浸水など
幼稚園	マリア幼稚園	グラウンド等に大量の土砂流入など

※被害状況については聞き取りによる

⑨ 主な公立文教施設の被害状況

施 設 名	主な被害状況
町立図書館	床上浸水
さよう文化情報センター	床上浸水
上月文化会館	床上浸水
平福郷土館	床上浸水
佐用町昆虫館	床上浸水、施設倉庫破壊など
長谷体育館	大量の土砂流入など
上月体育館	エアコン室外機損壊など



写真 2-1-1 土砂に埋もれた民家



写真 2-1-2 土砂で不通になった線路



写真 2-1-3 被害を受けた久崎保育園

1. 3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用

- 法適用日：平成21年8月9日（日）
- 適用市町名：佐用町、宍粟市、朝来市

(2) 事務の流れ

月 日	内 容
8月10日	兵庫県災害対策本部設置
	2市、1町に「災害救助法による救助の実施について」通知（災害救助法の適用、適用日平成21年8月9日）
	佐用町、宍粟市に「災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うことについて」通知（市町長への事務の委任 災害救助法第30条第1項）
	以降 随時 被害状況等記者発表
	以降 随時 厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室へ被害状況等報告
8月11日	朝来市に「災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことについて」通知（市町長への事務の委任 災害救助法第30条第1項）
	避難所の状況報告依頼
8月12日	佐用町から兵庫県へ「応急仮設住宅の供与の必要性について」依頼文書
	2市、1町へ「応急仮設住宅の供与の必要性について」報告依頼文書
8月14日	宍粟市から兵庫県へ「応急仮設住宅の供与の必要性について」依頼文書
8月15日	以降 随時 厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室と「災害救助法による救助の特別基準設定について」事前協議 (死体の搜索、避難所の設置、飲料水の供与 等)
8月18日	応急修理実施要領の作成、市町への送付
8月19日	佐用町、宍粟市、関係部局へ災害救助事務説明会実施
	佐用町において応急仮設住宅建設着工（1期）
8月20日	朝来市、関係部局へ災害救助事務説明会実施
8月21日	佐用町、宍粟市 災害救助実施告示
8月25日	朝来市 災害救助実施告示
9月25日	2市、1町に「災害救助法の実施に係る所定様式の提出について」通知
10月8日	県議会において補正予算議決
2月15～17日	災害救助法精算監査
3月8日	厚生労働大臣へ「平成21年台風第9号災害に係る救助の特別基準の設定について」（協議書提出）

(3) 主な特別基準設定

- 避難所の設置 一般基準 7日間 → 特別基準 37日間
300円以内／1人1日 → 367円以内／1人1日
- 応急仮設住宅 一般基準額 2,404,000円以内 → 特別基準 4,685,980円
- 炊き出しその他による食品の給与 一般基準 7日間 → 特別基準 33日間
- 飲料水の供給 一般基準 7日間 → 特別基準 17日間
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 一般基準 10日以内 → 特別基準 42日間
- 災害にかかった住宅の応急修理 一般基準 1か月以内 → 特別基準 91日間
- 学用品の給与 一般基準 15日以内 → 特別基準 30日以内
- 死体の搜索 一般基準 10日以内 → 特別基準 68日以内
- 障害物の除去 一般基準 10日以内 → 特別基準 22日以内

1. 4 被災者生活再建支援法の適用

兵庫県では、平成21年8月10日付、8月11日付、8月14日付、8月27日付で「平成21年台風第9号災害に係る被災者生活再建支援法の適用について」を発表した。
内容については、以下のとおり。

【平成21年8月10日付】

平成21年8月9日の台風第9号により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、下記の町に対して被災者生活再建支援法を適用することとする。

適用市町村	支援法 適用日	支 援 法 適用基準	住家被害（世帯）				
			全 壊	大規模半壊	半 壊	床上浸水	床下浸水
佐用郡佐用町 (さようぐんさようちょう)	8月9日	第1条 第1号 (施行令)			2	210	

※ 上記数値は現状（8月10日午前6時現在）のものであり、今後の調査によって変動することがある。

<参考>被災者生活再建支援法の適用

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。具体的には、佐用町は人口1万5千人以上3万人未満であることから、滅失50世帯（＝全壊50世帯＝床上浸水150世帯）以上で同号に該当することによるものである。

【平成21年8月11日付】

平成21年8月9日の台風第9号により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、下記の市に対して被災者生活再建支援法を適用することとする。

適用市町村	支援法 適用日	支 援 法 適用基準	住家被害（世帯）				
			全 壊	半 壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
宍粟市 (しろうし)	8月9日	第1条 第1号 (施行令)			3	189	306

※ 上記数値は現状（8月11日午前9時現在）のものであり、今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1 被災者生活再建支援法の適用

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。具体的には、宍粟市は人口3万人以上5万人未満であることから、滅失60世帯（＝全壊60世帯＝床上浸水180世帯）以上で同号に該当することによるものである。

2 既に適用した市町

佐用郡佐用町（被災者生活再建支援法施行令第1条第1号該当）

【平成21年8月14日付】

平成21年8月9日の台風第9号により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、下記の市に対して被災者生活再建支援法を適用することとする。

適用市町村	支援法 適用日	支 援 法 適用基準	住家被害（世帯）				
			全 壊	半 壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
朝来市 (あさごし)	8月9日	第1条 第4号 (施行令)	5	30		50	323

※ 上記数値は、8月14日15時現在のものであり、今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1 被災者生活再建支援法の適用

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第4号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村を含む都道府県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害）に該当することによる。

2 既に適用した市町

佐用郡佐用町（被災者生活再建支援法施行令第1条第1号該当）

宍粟市（同法施行令第1条第1号該当）

【平成21年8月27日付】

平成21年8月9日の台風第9号により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、全県に拡大して被災者生活再建支援法を適用することとする。

適用市町村	支援法 適用日	支 援 法 適用基準	住家被害（世帯）		
			全 壊	半 壊	半 壊
兵庫県全域	8月9日	第1条第3号 (施行令)	184	219	702

※ 上記数値は、8月26日17時現在のものであり、今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1 被災者生活再建支援法の適用

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第3号（自然災害により100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害）に該当することによる。

2 既に適用した市町

佐用郡佐用町（被災者生活再建支援法施行令第1条第1号該当）

宍粟市（同法施行令第1条第1号該当）

朝来市（同法施行令第1条第4号該当）

1. 5 激甚災害の指定

【平成21年9月15日付政令】

内閣府では、平成21年9月15日付で「平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」等を指定した。

激甚災害（本激）については、農地等関係（法第5条）の被害状況は、全国の査定見込額は49.7億円（うち兵庫県の査定見込額27.0億円）であった。

局地激甚災害（局激）については、公共土木施設関係（法第2章）の被害状況は、兵庫県佐用町（旧上月町）で査定見込額5.8億円、高知県三原村で査定見込額1.3億円であった。中小企業関係（法第12条、第13条）の被害状況は、兵庫県佐用町で中小企業関係被害額48.2億円であった。

また、適用すべき措置の概要については、以下のとおり。

1. 本激

（1）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 農地85%→94%）

（2）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項から第4項まで）

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

2. 局激

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設の災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という。）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 公共土木施設69%→81%）

（2）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講ずる。

（3）小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（法第13条）

小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金について、その償還期間を2年を超えない範囲で延長する。

（4）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第1項、第3項及び第4項）

公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業で、負担法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

【平成22年3月17日付政令】

内閣府では、平成22年3月17日付で「平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正した。

今回の一部改正は、当該激甚災害について農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例等を追加して指定するもので、詳細は別紙のとおり。

(別 紙)

平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び
暴風雨による災害（台風第9号）の適用措置及び対象区域

適用措置				対 象 区 域					
3, 4 条	6 条	12, 13条	24 条	都道府 県 名	郡名（ふりがな）		市町村名（ふりがな）		
○			○	京都府			福知山市	ふくちやまし	(旧夜久野町)
	○			兵庫県			朝来市	あさごし	
○			○	兵庫県			宍粟市	しろうし	(旧一宮町) (旧千種町)
◎ (※)		◎	◎ (※)	兵庫県	佐用郡	さようぐん	佐用町	さようちょう	(※対象区域を、早期 指定していた旧上月町 に係る区域から、佐用 町全域に拡大)
○			○	岡山県			美作市	みまさかし	(旧大原町) (旧作東町)
○			○	徳島県			美馬市	みまし	(旧木屋平村)
○			○	高知県	高岡郡	たかおかぐん	四万十町	しまんとちょう	(旧十和村)
◎			◎	高知県	幡多郡	はたぐん	三原村	みはらむら	

「◎」は、早期局激指定済みの市町村。

○最右欄に括弧書きで合併前の旧市町村名を記載しているものについては、当該合併前の旧市町村に係る区域が局地激甚災害指定基準を満たしたもの。

○表中の適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」における、以下の措置である。

- ・法第3, 4条（法第2章）・・・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・法第6条・・・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・法第12条・・・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・法第13条・・・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ・法第24条・・・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

○法第5条の措置は本激指定済み。

(出典) 内閣府（防災担当）：「平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、平成21年9月15日
内閣府（防災担当）：「平成二十一年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等について、平成22年3月17日